

大原農業研究所の設立と展開 – その4 –

山本 悠三

The Establishment and Development of Ohara Agricultural Research Center
– Part 4 –

Yuzo YAMAMOTO

〈目次〉

はじめに

1. 青年期の大原孫三郎

- (1) 大原家の由来
- (2) 孫三郎の彷徨と模索
- (3) 石井十次との出会い
- (4) 孫三郎の身辺の変化

2. 地主制と小作人

- (1) 地主制の概略
- (2) 大地主大原家
- (3) 小作地の経営と小作人対策 (以上18集)

3. 小作米品評会と産米検査

- (1) 大原家小作米品評会の開催
- (2) 都窪郡農会主催の小作米品評会
- (3) その他の小作米品評会
- (4) 産米検査の実施

4. 大原孫三郎の対応

- (1) 大原家奨農会の設置
- (2) 小作料金納制論の主張

(3) 柳田国男の農政論

(4) 大原孫三郎と柳田国男 (以上19集)

5. 財団法人大原奨農会の設置

- (1) 設置の理念
- (2) 農学校の設設計画
- (3) 農業講習所の開設
- (4) 農業研究所の設置
- (5) 学術講演会及び講習会の開催

6. 大正期以降の農業研究所の展開

- (1) 米騒動の発生 (以上20集)
- (2) 岡山県農会長の就任 (以下21集)
- (3) 大原奨農会の新局面
- (4) 大原農業研究所開設への道程
- (5) 大原農業研究所の開設

おわりに

- (1) 晩年の孫三郎
- (2) 農業研究への傾斜
- (3) 大原農業研究所設立の意味
- (4) 残された若干の課題

6. 大正期以降の農業研究所の展開

(2) 岡山県農会長の就任

米騒動が孫三郎に「大きな衝撃を与えたことはいうまでもなく⁽¹⁾、この後の関心が「根深い現代社会の病気を根本的に徹底的に究明する研究機関」⁽²⁾の設立へと向かうことになった。そこで前章でも触れたが、まず倉敷日曜講演会で知己を得た徳富蘇峰（明治36年の第8回、明治45年の第62回を担当）や文学博士の谷本富（明治38年の第34回、明治40年の第50回、明治43年の第57回を担当）と相談したほか、河上肇から紹介された高野岩三郎を中心に河田嗣郎、北沢新次郎等の協力を得て、米騒動勃発の翌大正8（1919）年2月大原社会問題研究所を設立するに至った。

これより前に小作争議への対応に手を焼いた孫三郎は、小作人対策を大原家農事部及びその後身で大正14年に設立の奨農土地株式会社に任せると、「深遠なる学理を研究」する農業研究所に重心を置くことになったところまでは述べた。その意図は農業技術の研究と改善を通して農民の生活向上を計ろうとするものであった。では、米騒動を契機として孫三郎は農業研究所にどう向き合おうとしていたのであろうか。そのあたりに目配りをしながら、それ以降の展開をみていくことにしたい。

なお、先に述べた倉敷日曜講演会は、明治35（1902）年12月の第1回から大正5（1916）年10月の第70回までの間、明治41（1908）年を除いて毎年開催されていたが、その後大正10（1921）年4月の第71回までの4年半は未開催であった。この間に米騒動の勃発がみられたわけであるが、その衝撃は倉敷日曜講演会をも未開催に追い込むほどの影響を及ぼしていたことになる。

ところで、孫三郎は米騒動が勃発した翌年の大正8（1919）年12月、岡山県農会の会長に就任して、「農業政策の改革に尽悴せしめる機縁を作」ることになった⁽³⁾。岡山県農会は明治31（1898）年10月に設立され、岡山県農業関係の中核団体として活動を続けていた組織である（『岡山県農会三十年史』1930年を参照）。

その県農会や郡農会に対して抱いていた孫三郎の認識の根底には、小作地を巡回していた明治35年前後の20歳を少し越えた頃、「県農会や郡農会は唯動機を与えるだけで甚だ無責任である」と批判していた原体験がある。その認識はどのような事態を想定していたのかは不明であるとしても、県郡ともに農会は農民の立場には立っていないとの認識であったことは間違いない。そこに米騒動から受けた衝撃が加わったことが岡山県農会長を引き受けた要因と思われる。

米騒動の結果、政府は米価を30余円に抑圧する政策を採ったが、それは消費者に迎合し生産者である農民の利益を阻害するものであった。そこで県下の農民は県農会及び郡農会に対策を迫り、政府に米価の引き上げを求めた。しかし、県当局は「その抹消に努め」て、県農会の発言を押さえ込んだ。しかも、大正7年秋の風水害により岡山県下では凶作となったため、大正8年に入ると小作争議はさらに頻発することとなった。

そこで、孫三郎は大正8年3月に開催された第13回の大原家小作米品評会で、地主が不当に利得を独占するは不可であるとしても、小作人も妄りに不当な要求をすべきではない。まして、小作権の売買が行われているが、それは農業者本来の利益に反する行為であるから、このような風習慣行はすぐに廃止すべきであるとした。また、凶作となった大正7年も地主側にとって「懐具合は決し

て悪い年柄ではな」いので、単年度に限り小作人に対して利益配分を行う用意があることを表明した。具体的には時価1石40円に換算して2円を特別配当するというものであった⁽⁴⁾。大原家はこれにより総額1万4千円ないし1万5千円を小作人に利益配分する計算となった。

それでも米価問題、小作問題の緊迫化が収まることはなかったため、「農業者の保護育成に当」たる県農会の対応は無策に等しかった。その要因として考えられることは、県農会の会長、副会長、幹事はいずれも県知事、内務部長、勸業課長の兼任であったため、県農会は「恰も県庁の一小附属機関に過ぎない観を呈」していたことにある。しかも、大正9年度から県農会の主要事業である米麦優良品種普及事業及び農業基本調査等を県が直接施行することとなり、「さなくとも不振勝」の県農会は「ますますその存在を淡くする事態に立到」ることになった⁽⁵⁾。

そこで大正8年の12月になり、こうした情勢を憂慮した一部の県農会職員は、県農会の幹部に「真に農村や農民の為を思う民間人の適材」を会長に推して、事業の革新を図る必要性を認めることで一致することになった。その頃、県農会の会長ポストを兼任していた前知事が転出していたため、しばらくの間会長ポストが空席となっていた状況も、民間人の会長選出の可能性を後押しすることになった。

そうした雰囲気は12月25日に開催された県農会の総会でも、県側に「今回は従来の慣例を破り民間より出さんとの議あり斯くて会長内の雲行は何となく険悪に傾きつつあった」との判断に示されている。そこで、岡山市の農会代表佐藤徳太郎から緊急動議が出され、「他府県の状況を見るに会長副会長は殆ど民間より出し居れり而して知事を会長とせるものは概ね農業上の劣等県な」るがため、岡山県でも「今回はぜひ民間より適當なる会長を求め度」いと申し出があった。

そして、孫三郎を名誉会長に推薦することで会長職に推す伏線を敷くことになった。これは既に「満場素より申合せしこと」で、衆目の一致する人物として大原孫三郎が推薦された。続いて「慎重熟慮の結果各委員一致を以て」孫三郎が会長に選出されることになった。その裏事情としては、孫三郎であれば県から交付される年間1万円内外の補助金を受けずとも、県農会は「独立独歩の態勢をとる」ことが可能でもあったことによる。

この結果に「顔色を変え」た内務部長は「余の不信任を意味せり然れば余は此際断然副会長の椅子を去る」と述べ、「席を蹴つて室外に去」った。これにより事実上内務部長に副会長のポストを拒否されたので、一同は翻意を促したが、「辞意を翻さざる暁には」前県農会技師の岸歌次を推すこととなった。これらの事情から「本問題が全く解決を告ぐる迄には尚幾多の曲折」が予想された⁽⁶⁾。

そこで、一部の県農会職員が孫三郎に会長就任の交渉をすることになった。当初孫三郎は固辞していたものの、急遽承諾することになった。それは、一部の県農会職員の説得が功を奏したこともあるが、孫三郎も県農会の進める農業政策を改革し、小作問題の合理的な解決を求めたためであろう。そこには曾ての原体験が潜んでいたとも考えられる。12月25日に就任すると翌年から役員の大改選を行った。そして、副会長に藤原元太郎（大正9年6月25日）、幹事に守屋松之助（同年9月3日）、幹事兼技師に管野鉦次郎（同年9月30日）、技師に水河卓爾（同年11月18日）を任命した。いうまでもなく全員民間人である。孫三郎は既述したように、この後大正14（1925）年9月まで5

年10カ月の間会長職に携わることとなる。

孫三郎は県農会の会長として、米穀検査制度への批判と多収穫主義の主張、地主と小作人との融和策としての小作料金納化制の主張を試みたほか、大正9年の大量豊作に伴う米価崩落による米穀投売防止の決行を実施していった。ただし、米穀投売防止の決行は農民の足並みが揃わないこともあり効果は挙がらなかったようであるが、これにより翌年政府が米穀法を發布するに至った。

この他、大正11（1922）年11月7日から10日まで4日間、大日本農会の総会を岡山市にて開催することに漕ぎ着けた。この行事は「大原会長・管野幹事が居たから盛大に出来た」といわれていたが⁽⁷⁾、総会の席で孫三郎は、「現下の農業を見」るに地主は「採算が持てない」所有地を売り払うので、「狭い農村に」小自作農が「多く出来る」ことになる。そのため農村の疲弊は免れない。しかも「頑迷な地主は田地を一種の宝物」と見なし「手放さない」が、土地は宝物ではなく資本であるという根本観念に立脚して農業経営に当たらなくてはならないとの発言をしていた。

孫三郎はさらに「吾々の主張は共産主義でも無政府主義でもないことは勿論であつて、農民各自の自覚によつて穏健なる合理的手段によつて現状を破壊せよ（打開せよカー引用者注）」と付け加えていた。孫三郎のこうした発言は、先に小作料金納論を主張した際に述べたのと同じく、「大地主の意見というよりも、産業ブルジョアジーとしてのイデオロギー」の特徴を示すものであったと考えられる⁽⁸⁾。

なお、大日本農会の総会に同会総裁の梨本宮守正が、同会会頭の松平康莊、長延連岡山県知事等多数を引き連れて参加していた。梨本宮は天瀬別邸に宿泊し、大原奨農会農業研究所を視察した。その際、園芸部の古山益太が農業功労者として表彰されている⁽⁹⁾。

孫三郎がそうした立場にたった発言をしていたとはいえ、この間依然として小作争議は続発しており、岡山県でも上道、邑久、赤磐方面で「狼煙が挙が」り「分配問題から思想問題に発展して」いくことになった。こうした状況に対し「県内の地主の多くは殆ど眠れる状態」であったため、「この方面の啓発を急務とするに至り」大正9年12月4日岡山県農事研究会が結成された。そこには3町歩以上の耕作地所有者、郡市農会長、町村農会長等が会員となった。また、会の趣旨としては「地主の覚醒を促し、以て農業の諸問題を研究論議し、進んで農家の指導開発に当り、其奨励方法を講じ、依て以て農業の発達に資せんことを期す」というものであった⁽¹⁰⁾。

この後、大正13（1924）年3月になると、孫三郎を「援けて活躍」し、また孫三郎も県農会の業務を「一切……任せる積り」であった管野が「県農会を引退して帝国農会に入」ったことで辞意を漏らしていた。そこに翌大正14年に農商務省が分離して農林省と商工省に分かれたことに加えて、倉敷紡績株式会社の企業経営活動が多忙を極めたことから、孫三郎は会長職を退くことにした。なお、退職時に孫三郎は県農会に対して会長手当として受け取った報酬の1万7千円を全額寄付している。これは財政的に不安定な県農会を金銭面で助成する意図があったためである⁽¹¹⁾。その後次期会長は再び県知事が就任することになった⁽¹²⁾。

(3) 大原奨農会の新局面

明治40(1907)年2月に開始された第一回の大原家小作米品評会は、大正8(1919)年3月に回数を重ねて第13回を迎えることになった。毎年1回ずつ定期的に開催してきたことになる。大原家小作米品評会の開催は、いうまでもなく小作人の厳しい生活環境に対する同情と善意に基づくものであったが、同時に地主的立場から実施された小作人対策で「軽減措置」の一環に位置することは既に述べた通りである。

その小作米品評会が大正9(1920)年3月の第14回で廃止することになったことも既に述べた。それは米騒動以後の小作人対策が最早小作米品評会の開催では十分対処しきれない段階に来ていたことにあると考えられる。廃止にあたり「時勢の進運に伴い順応すべき施設の必要を説」くとともに「之れに代ゆるに」品評会と称せず、「他の名称を附し地主小作間の融和を図るべき会」を大正10年から開設することを表明した⁽¹³⁾。その結果、同年に小作人の多い地区において、大原家小作親睦会が開催されることになる。そのことは度々述べたが、そこには近藤万太郎や大杉繁が出向き、講演や技術指導を行った⁽¹⁴⁾。

その大正10年1月10日、孫三郎は天瀬別邸で年頭の所感を述べていた。この時孫三郎は40歳を迎えていた。新年会は毎年天瀬別邸で開催されることになっていたが、この時は参加者一同が会費を醸出して孫三郎を招待する形を取った。参加者は孫三郎のほか原澄治、林源十郎、近藤万太郎、大杉繁等全部で20名であった⁽¹⁵⁾。

孫三郎はまず倉敷紡績株式会社の経営や大正8(1919)年に倉敷銀行を近隣の6行と合併して第一合同銀行(その後さらに昭和5年第一合同銀行と山陽銀行が合併して中国銀行となる)としたこと等、関係する業務について大まかな見解を述べた後、自身の仕事が大原家や子孫の為ではなく、「社会的意義を持ち、多少社会のお役に立」つことにあることを強調した。その上でさらに個々の事業計画についての見解を述べている。

まず、「倉敷の文化運動」として、配下の原澄治を町長にして倉敷を工業都市とする構想を表明した。倉敷の人口1万5千人のうち工場勤労者が4千人いるため、町内に分散式の社宅を作って、「在来の倉敷人士」つまり倉敷町に居住していた住民と、この町に参入してきた紡績関係者との関係調和を計るものである。そのために倉敷紡績株式会社に住宅課を設置して住宅経営をさせることを提案していた。その提案の裏には両者間に摩擦が見られたのであろうか。

さらに、孫三郎が関係する研究機関のうち、倉敷労働科学研究所や大原社会問題研究所について言及をしていた。前者は病院との連絡が徹底しないこと。また、後者は「主要な問題を労使両階級ともによく理解」することを望んだものの、「まだ纏まる所までは参りません」とする段階であった。大原社会問題研究所は先述したように大正8年2月の創立であったが、倉敷労働科学研究所はこの年の7月に創設されるので、この時点ではまだ準備段階にあったことになる。この時点では開設まであと2、3年かかる見通しであったようであるから、克服すべき課題がかなりあったことが推測される。

では、農業研究所に対してはこの時点でどのような見通しを持っていたのであろうか。孫三郎は

出来るだけ日本全国の農業上の知識を蒐集するという「大きな考えで」農業図書館を併設するという構想を掲げていた。そこで大正10年農業研究所の構内に鉄筋3階建の図書館が併置された。そこには農学、生物学、化学関係の蔵書が集められたが、特に近藤万太郎の手配でドイツのライプツヒヒ大学の植物学の権威である故ペッファー教授の膨大な蔵書が入手され⁽¹⁶⁾、ペッファー文庫として収められることになった。

さらに、孫三郎は農業研究所に関しては大原奨農会の一機関としての農業研究所ではなく、独立した大原農業研究所への改組を提案していた。その企画は昭和4（1929）年3月に実現することになる。そこに至る過程は後述することにするとして、大原奨農会は農業研究所にみられる研究機関としての方向に比重を移してきたが、ここからはさらにその比重を強めることになっていったといえよう。年頭の辞はその後の動向の起点に位置していたことになろう。

(4) 大原農業研究所開設への道程

大原奨農会では農業研究所のほか様々な事業を経営したが、その経費は基本財産の収入で賄うことになっていた。しかし、運営には多額の費用が必要となり、創設後から孫三郎は寄付を続けていた。そして、農業研究所の「設備の一応完了した」大正10年以降も、年額2万5千円程度の寄付が行われていたことは述べたが、寄付金は特殊な器具機械や図書の購入に用いられたり、近藤万太郎、山口弥輔、松本圭一等の海外出張の際の費用として「寛大に与えられ」ていた⁽¹⁷⁾。

それでも必要経費の増大が避けられない事情と、将来「小作人が自作の目的を以て土地譲受を望むときは之に應ずることを得」⁽¹⁸⁾ という条件付きで、大正11年7月28日孫三郎はさらに土地104町歩を財団法人大原奨農会に追加寄付したのであった。そこには自作農育成の主張が見え隠れしていたが、同時に地主が「将来個人で広大な農地を所有すること」の「むずかしくなる傾向」を見通した孫三郎なりの洞察力が働いていたともいえよう⁽¹⁹⁾。

寄付行為変更の申請を主務省に行い、12月21日農商務大臣及び文部大臣から認可を受けることになった。この寄付により大原奨農会はかつての大原家の農地525町歩の4割近くを譲り受け、200町歩以上の土地資産を所有することになった⁽²⁰⁾。先述した大日本農会の梨本宮守正が県知事ほか多数を伴い大原奨農会の視察を行ったのはこの間の10月8日のことであった。この後しばらくは孫三郎の意図したように農業研究所を主体として、名田山模範果樹園⁽²¹⁾、農業講習所、農業図書館、倉敷日曜講演会、改良米麦種子配布等の諸事業が運営されていく。

このような運営が続く中で、大原奨農会は大正13（1924）年4月に創立10周年を迎えることになった。そこで、これを機会に「この十カ年の経過を一期として」孫三郎は「組織事業等の改革を行うことが必要」と考え、組織改革に乗り出すことになった。そこで、それまで大原奨農会の活動が学術的研究を目的とする農業研究所の運営と、その付帯事業としての研究成果の普及活動並びに応用による農事改良にあったのに対して、後者の「応用に属する事業を全廃して」今後は「専ら学術研究に力を注ぐことか最も適当であるとの結論に達した」のであった。

そのため、これ以降大原奨農会は「純学問的な基礎研究に重点を移してい」くことになる⁽²²⁾。

そこで既述の部分と重複することになるが、果樹蔬菜及び花卉の栽培に携わる園芸部、模範果樹園、農家子弟の教育を目的とした農業講習所を廃止することになった。そのうち園芸部の土地は果樹を取り除いて、倉敷市の発展のためとして市街住宅地として解放されることになった。もっとも、当初の計画では倉敷紡績株式会社の一機関であった労働科学研究所を会社から独立させ、この場所に農業研究所と共用の研究所を建築する計画であったようである。ただし、この計画は実現することはなかった⁽²³⁾。また、園芸部が廃止されたことにより、名田山果樹園は独立して大原家の経営に移されることになった。

大原奨農会下の農業研究所の変遷については既に述べたが、再確認しておく。「純学問的に基礎研究に重点を移した」後は、園芸部その他全4部門で研究が行われていくことになる⁽²⁴⁾。

(5) 大原農業研究所の開設

大正13（1924）年4月の大原奨農会創立10周年を契機に「純学問的な基礎研究に重点を移していくことを表明し、「応用に属する事業を全廃して」研究機関に特化していく方向に舵取をしたことは述べたが、昭和4（1929）年3月の創立15周年を期に、大原奨農会の名称を財団法人大原農業研究所へと改めることになった。それにより、事業目的が単純化し、かつ、必要な予算措置を伴う研究組織の充実が図られることになった。

その際に大原奨農会の寄付行為の第4条が改められた。大正3（1914）年7月の段階で土地が田96町歩9反、畑2町歩2反であったのに対して、この段階では「追記」として増加分を含め、土地が田畑199町歩5反、宅地3町歩2反となっていた。この増加分はこれより前の大正11年7月に大原家から寄付されたものであったが⁽²⁵⁾、名義をこの時点で変更したことになる。

創立15周年の記念行事の一環として昭和4年7月6日～8日までの3日間、倉敷市で農林学連合臨時大集會が開催された。そこには農学会、札幌農林学会、日本農芸化学会、土壤肥料学会、林学会、日本畜産学会、農業経済学会、日本作物学会、園芸学会、東京昆虫学会、日本植物病理学会、水産学会、関西病中害研究会等13の学会、研究会が集まった。参加者は4百余名であった。

6日の第一日に大原農業研究所を代表して孫三郎が式辞を述べた。それによれば、孫三郎は地主と小作人は協同関係にあるものと思ったので、地主として明治40年以来小作人のために農事改良に尽くした積もりである。また、そうした施設の一環として大正3年に財団法人として農業研究所を設立し、これまで15年が経過した。この間農業研究所は各方面の研究を行ってきたが、「未だ一世を風靡する程の研究成果もなく、また別に世に誇るべき農事改良の実績もないが、関係職員諸君の倦まざる努力によって」多数の研究論文を出して多少なりとも学界に貢献することが出来た。特に前職員で現在学界の枢要な位置にあって活躍している人材が多数いることは最も誇りとするところである。そこでこれからの15年間はさらなる発展が見られることを期待していると述べていた。そこには大原農業研究所の概略とそこに寄せる孫三郎の感慨が集約されているといえよう。

この会には文部大臣や農林大臣からの祝辞が寄せられたほか、天文学者で京都帝国大学総長の新城新蔵その他の来賓からも祝辞が述べられた。倉敷日曜講演会の第1回の講演者が京都帝国大学教

授の仁保亀松であり、大杉繁の転出先が京都帝国大学農学部であることなど、孫三郎は京都帝国大学との繋がりが強かったように思われる。記念式が終了した後参加者は大原農業研究所を視察し、その後さらに新溪園で招待会が持たれた。

翌7日は倉敷市の旭小学校を会場に、参加学界を4部に分けて研究発表が行われた。各部会の講演者の合計は百数十名に昇り「極めて盛会であつた」と言われている。終了後は再び新溪園で倉敷市長の招待会が開催され、夜は旭小学校で農林映画会が催された。

最終日の8日は午前中倉敷紡績株式会社の満壽工場、労働科学研究所、高梁川排水施設及び倉敷中央病院等を見学した。午後からは4班に分かれて児島湾藤田組農場、岡山県立農事試験場、同園芸部、高松農学校、浅口郡里庄村砂防工事等の視察を行った。終了後は岡山市の後楽園で解散となった⁽²⁶⁾。

大原農業研究所への改称とその門出にあたって、大掛かりな学術研究の大会を開催したことは、まさしく大原農業研究所の今後の路線が向おうとする方向を内外にアピールする機会でもあった。その後の10余年間大原農業研究所は「安定した……研究が行われて」いったと言われている⁽²⁷⁾。

おわりに

(1) 晩年の孫三郎

本稿は大原孫三郎の人物評伝を目的とするものではないが、本稿を閉じるにあたり、ひとまずその後の孫三郎の生涯を追ってみることにしよう。

大原農業研究所を開設した昭和4（1929）年の3月、孫三郎は倉敷商工会議所の初代会頭に就任した。倉敷に商工会議所が置れたのは、大正14（1925）年に農商務省が農林省と商工省にそれぞれ分離独立したこと。つまりその背景として商工業の著しい発展がみられたことに加え、地域的な事情として前年の昭和3年に倉敷町が市に昇格したこと等が重なったためといえようか。この年の11月孫三郎は50歳を迎えた。当時の平均寿命は40歳代であったから、晩年とまではいかなくても、50歳という年齢は今日感覚とはかなり異なっていたと思われる。

その翌昭和5年は孫三郎にとって禍福の入り交じる年でもあった。前者としては長らく連れ添ってきた寿恵子夫人が4月、闘病生活の果てに逝去したことである。後者としては11月に大原美術館が開館を迎えたこと。さらに、同月勲三等に叙せられ瑞宝章を受けたこと。そして、12月に中国銀行を創立して頭取に就任したこと等である。勲三等の叙勲は首相の浜口雄幸が孫三郎を「学術研究の功労者」として推薦したことによる⁽²⁸⁾。その浜口はこの年の11月14日岡山に向かうため東京駅にいたところを銃撃され、翌年夏命を落とすことになった。それは孫三郎にとっても痛恨の出来事であったであろう。孫三郎は政治的には中立を唱えていたが、「どちらかといえば、憲政会、民政党系に近かった」といわれている⁽²⁹⁾。大隈重信や浜口雄幸との繋がりを考えれば領けよう。

その後、昭和10（1935）年に中国レーヨン株式会社を創立して社長となるが、その前年には長男の総一郎が学習院高等科在学中の野津真佐子と祝宴を挙げた。総一郎は第六高等学校を経て昭和7（1932）年東京帝国大学経済学部を卒業し、同年倉敷絹織株式会社（大正15年設立）に入社して

いた。最初の勤務地は愛媛県の新居浜に新設された工場であった。孫三郎の後を受けて昭和14(1939)年に倉敷絹織株式会社、昭和16(1941)年に倉敷紡績株式会社のそれぞれ社長に就任することになる。その後昭和32(1957)年から2年間東京大学で化学繊維工業論を講義し、大阪大学でも「技術革新と人間」と題する特別講演を行った⁽³⁰⁾。東京大学での講義録を基に執筆した論文により、昭和36(1961)年東京大学から経済学博士の学位を取得することになる。

昭和15(1940)年10月総一郎の長男、つまり孫三郎にとって嫡孫にあたる謙一郎が誕生する。謙一郎の謙は大原家にとって特別な意味をもっていた。というのは、父の孝四郎が造営した新溪園内にある建物を謙受堂と呼ぶこと。また、倉敷紡績株式会社の社員クラブに二三会館という名称の建物があるが、それらの名称にはまさしくその理念が受け継がれている。二、三とは一番になると慢心に繋がることになるため、絶えず謙譲の精神を忘れるなどの趣旨である。嫡孫の謙一郎の名前には大原家に代々伝わる家訓が込められていたのであった⁽³¹⁾。

60歳を前にした孫三郎は第一線を退くと、その後は京都の北白川にある別邸で過ごすことが多くなり、「静かに茶を立て、気に入った茶道具にかこまれ、数奇の晩年をおくった」といわれている⁽³²⁾。しかし、孫三郎は持病の狭心症に悩まされ、しばしば発作を起こした。そして、昭和18(1943)年1月18日、その狭心症のため永眠した。享年62であった。当日正五位に叙せられたが、同日は46年前初めて孫三郎が上京したまさしくその日であった。

孫三郎死去の報は『合同新聞』（『山陽新報』の後身）の翌19日付に「大原孫三郎氏 産業、文化に輝く功績」、20日付に「大原氏を憶ふ 各界名士の哀惜談」、同日夕刊に「巨大な大原氏の足跡 各界の名士の追憶」、23日付に「大原氏に弔意 緊急倉敷市会」と題して、関連する記事が連日のように掲載されていた。そこには「美術の親元」、「着眼の明敏」、「前望に敬慕」、「達人の風格」、「事業の天才」、「審美眼卓越」等の語句がみられるが（1月20日付の記事）、いずれも孫三郎の業績に対する称賛や孫三郎の個性を的確に表現していたといえよう。

(2) 農業研究への傾斜

大原孫三郎は改めて述べるまでもなく、500町歩を越える土地を所有する大地主大原家の、事実上の嫡男として生を受けた。しかし、孫三郎はそれ故生涯その境遇に悩み続けなければならなかったのである。そこで、その境遇にどのように立ち向かったのかを、本文を振り返りながら再確認しておきたい。

孫三郎が初めて農民の実態に触れたのは父の孝四郎から農村の見回りを命じられた時からであった。そこで孫三郎は「小作人の貧しさ、自分を見る眼の冷たさ」を痛感させられることになった。小作地の見聞を通して「小作制度の不条理」を実感したことが、その後の孫三郎の生きる方向を定めたといえよう。

当初の理念は小作人との共存共栄であった。そのため、大原家では小作米品評会が開催されたが、それは一面で地主側の利益を保障するためのものでもあったことから、両刃の剣を意味するものでもあったといえよう。

次に孫三郎が考案した小作人対策が、明治43（1910）年の大原家奨農会の設置であった。その会の理念は「本会は大原家及同家小作者の幸福増進を図るを以て目的とす」とした規則に集約されている。それは両者の親睦と協調を図ろうとするものであった。さらに、ここでは小作者救済と自作農育成が目標として掲げられていた。

そうした小作人対策を採る背景には小作争議の勃発がみられたのであるが、そうした対応をする一方で、孫三郎はそれとは一見異なる方向へと舵取りをしていくことになる。それは大正3（1914）年に大原奨農会を設置した際、第一目標に「本会は農事に関する学術の研究及び農事の改善を目的とす」と掲げていたことに見られる。それは、農業の学術研究と技術の改善を通して農民の生活向上を計ろうとする方向であった。その具体的な企画として農業研究所の設置が提案されたのである。

小作争議はその後も激増の一途を辿っていた。とりわけ、大正7（1918）年に米騒動が勃発すると、小作争議は頻発することになり、孫三郎は個人で広大な農地を所有することの困難さを見通すようになった。そのため、大正11（1922）年に財団法人大原奨農会へ104町歩の土地を譲渡することになったのであるが、その際の条件として「小作人が自作の目的を以つて土地譲受を望むときは之に応ずることを得」とあった。それは大原家奨農会を設置する際の、目的の一つに掲げられていた自作農育成と同様の趣旨でもあるが、その趣旨がここでも継承されていたことになる。自作農育成は孫三郎の強い理念を表すものでもあった。とはいえ、その実現には多くの地主の抵抗や圧力があつたことはいふまでもない。

農業研究所の構想はその後さらに具体化していくことになる。それは大正13（1924）年4月の大原奨農会創立10周年を契機に、より学問的な研究機関へと傾斜を強めていくことに表れていた。その背景には何度か述べたが米騒動の衝撃があり、小作争議の激増もあつたが、大正11（1922）年4月に杉山元治郎を代表とする日本農民組合が結成されたことが、孫三郎にさらなる影響を与えることになったと思われる。小作争議は全国的な農民組合の結成という形での展開というレベルにまで達していたのであつた。それは小作人対策が共存共栄を計ることで進められていた段階とは、遙かに異なつた次元へと向かつたことを意味するものでもあつた。

(3) 大原農業研究所設立の意味

農業研究所は昭和4（1929）年3月、大原奨農会の名称を離れ、財団法人大原農業研究所として独立した研究機関となった。そのことは大原家奨農会が小作人対策の一環として設立された段階から、明らかに異質な段階へと進んだことを意味するものであつた。そのことの意味を改めて検証しておく必要がある。

これまでの経緯を辿ると、大原農業研究所の設立に向かう過程で一つの傾向が浮かび上がってくる。それは米騒動以降にとりわけ顕著になるが、それ以前の段階から小作人対策に手を焼くほどに、孫三郎の関心は研究事業に傾斜していくということである。そのことはどう評価されるべきであろうか。

大原社会問題研究所の場合、労働争議や貧困等労働者の境遇や労働条件に直接かかわる問題を科

学的に研究することを課題としていた。その創設にあたっては孫三郎が、自分の会社では首きり、賃下げを強行する一方で、労働者や貧民の救済を計らねばならないという矛盾が付きまとっていたといえよう⁽³³⁾。そのため「資本家が資本主義の打倒をめざす研究所をつくった」⁽³⁴⁾と揶揄されるような事態を招くことになったのである。

これに対して、大原農業研究所の研究意義を考えるに、小作人対策は大原家農事部さらにはその後身にあたる奨農土地株式会社に一任されたことから（その対策がどこまで効果的であったのかについては不明であることは述べたが）、小作人対策を農業研究所に求めることは設立の趣旨とは相入れないことになる。農業研究所はそれとは別個な役割を担うことを求められていた。その役割とは種芸や農芸化学、病理、昆虫等自然科学的な研究を範囲とするものであった。それらの研究は当然のことながら、小作人対策や地主制の問題に直接切り込んだものではない。

確かに、農業の自然科学的な研究は農業労働や農民の生活改善に役立つ成果を生み出すことになるであろう。しかし、その成果を農民が享受するまでには、かなり長期的な期間と対策が必要になると思われる。そのことは例えて言うならば、さしずめ大原農業研究所が漢方薬を投与しながら、体質改善を行うことで長期間にわたって病理を克服する東洋医学的対処療法であるとするならば、大原社会問題研究所は外科手術等で病理を除去する西洋医学的対処療法ということになるのであろうか。

したがって、先述したように大原社会問題研究所の設立を「資本家が資本主義の打倒をめざす研究所をつくった」と揶揄されたのに対して、大原農業研究所は「地主が地主制を打倒する研究所をつくった」とする批判は当たらないことになる。ただし、そのことは見方を変えれば、孫三郎が農業の科学的研究にエネルギーを割けば割くほど、小作人対策に手を焼いたこともあって、農民の困窮した生活や農村の現状に対して、むしろそこから目を逸らしていく結果を招くことになる、との批判を呼び込むことにはならないであろうか、ということである。

そのことは孫三郎にとって切迫した状況からの逃避なのか、それともそうした状況への積極的な（あるいは消極的な）対応の表現なのか。その結論はひとまず保留しておくことにしたい。

(4) 残された若干の課題

本文で触れられなかった課題について、特に以下の3点について補足をしておきたい。

1点は孫三郎が若い頃、聖書や『報徳記』あるいは福沢諭吉の『学問のすすめ』や『西洋事情』等の文献を読破して教養を身に付けたことは述べた。とはいえ、福沢の文献からどのような影響を与えられたかについては必ずしも明らかにされてはいない。中退したとはいえ東京専門学校とは多少なりともかかわったことから、大隈重信との交流はあったが、ここまで福沢から直接影響を受けたとする事実は確認出来ない。

そこで小泉信三の「一夕話」（『文芸春秋』昭和30年7月号所収）に一つのヒントがあるので、それを紹介することで多少の穴埋めとしておきたい。

「一夕話」によれば、福沢は明治26（1893）年11月11日、塾生に対して「学者の飼殺し」とい

う演説を行っていた。それは「一種の研究所を設け、五六人乃至十人の学者を選んで、生涯の生活を保障（保証カー引用者注）し、主題も方法も、否な勤惰そのものも、一切自由にして、思う存分研究に耽らせて見たいものだ」というところで、先生は「学者の飼殺し」又「飼殺し」という言葉をつかつた」のである。さらに「それにどれほどの金がかかるかといふに、日清戦役直前のことだが、一人の生活費年額一千二百円、生命保険料三百円を加えて、一千五百円、学者十人として、計一万五千元、研究費を三万五千元として総計五万円であつた」と述べていた。この「夢想」は「先生自身の資力では出来ず、門下生の中からやつて見ようというものも、まだ出ていない」ものの、「後年のプリンストンの高級学術研究所は、同じような考えから生まれたもの」であつた、というものである。

『敬堂大原孫三郎伝草稿』によれば、以上のような福沢の構想が孫三郎に影響を与えたのではなかろうかというのである。『敬堂大原孫三郎伝草稿』によれば孫三郎が農業研究所や社会問題研究所、労働科学研究所、中央病院研究室の諸機関を設置した構想には、まるで「福沢説をそのまま実行に移したというのではあるまいか」と思われるほど、「恰も符節を合する如く一致している」との指摘がされている。真偽の程は十分に実証は出来ないものの、孫三郎が福沢の構想を「耳にしていたかも知れない」可能性は十分に考えられるとともに、「誠に他に比類のない偉業といつても過褒ではあるまいか」（p.722～p.723）というものであつた。

2点は岡山県立農事試験場（府県によっては農業試験場とも称する）と大原農業研究所との関係についてである。孫三郎は農業の科学的研究や改善のために大原農業研究所の設立を考えたが、岡山県立農事試験場に対する資金援助という形での構想は考えなかつたのであろうか、との疑問が本稿を執筆中に生じていた。

ちなみに、農事試験場は明治25（1892）年に国立農事試験場設置法が制定されると、それに基づいて翌明治26年4月東京府の西ガ原に農事試験場が、仙台、金沢、柏原（大阪府）、広島、徳島、熊本の6支場が設立されることになった。そして、3年後の明治29年に大曲（秋田県）、愛知、島根にも3支場が追加設置されていくことになる。その間の明治27年には府県農事試験場規定が公布され、それ以後各府県に農事試験場が設置されていくことになる。

岡山県立農事試験場の設置は明治32年の通常県会で議決された。当初は御津郡伊島村（現岡山市）であつたが、その後吉備郡高松村（現岡山市）に設置場所が変更され、明治34（1901）年4月に設立された。発足と同時に水稻、麦類、蔬菜（現在の野菜）、特用作物等の栽培法、あるいは病虫害に関する試験調査が開始されている。その後大正11（1922）年7月、機構改革により部制を敷くことになり、種芸部、園芸部（上道郡財田村分設）、農芸化学部、病理昆虫部、庶務会計部の5部が設置されている⁽³⁵⁾。

その際、この組織は先述した大正13年以降に種芸部、農芸化学部、植物病理部、昆虫部から構成される大原農業研究所の組織と極めて類似した組織であることは一目瞭然である。大原農業研究所では園芸部も大正13年の組織改革で廃止されるまで、存続していたことも既述した通りである。このことは何を意味するのであろうか。

そのこととともに、岡山県立農事試験場が設置された吉備郡高松村は、孫三郎にとってある種の感慨が浮かぶところではなかったのであろうか。というのは明治34年頃、孫三郎は有志と県立の工業学校か農業学校を倉敷に誘致する運動をしていたが、最終的に工業学校は岡山市に、そして農業学校はまさしくその吉備郡高松村に設置されることになった経緯がある。このことが孫三郎にどのような感情を抱かせたのか定かではないが、農業学校の設置場所が農事試験場と同じであったことは、孫三郎に微妙な感情を起こさせたといえなくもない。

孫三郎はそのような些細なことに拘らない性格であったと考えたいが、そもそも孫三郎は明治35年前後の日記に「大地主が農事試験場を設置して農民を指導するのではなくては効果がない」と述べていたことがある。その感慨から判断すると、農民の生活改善や農業技術の向上にあたっては自前の研究機関が不可欠と判断していたことになる。それが直ちに公的な機関への不信感に繋がっていたことにはならないが、少なくとも公的な機関への資金援助という構想には結び付かなかったのであろう。

とはいえ、孫三郎は県立農事試験場を無視していたわけではない。というのは第1回の大原家の小作米品評会が開催された際（明治40年2月）、審査長を岡山県立農事試験場長の青山三治郎が勤めていた。また、大原家奨農会の設立趣旨を発表する際（明治40年2月）にも青山は招かれていた。さらに昭和4年7月の創立15周年の記念行事の一環として開催された農林学連合臨時大集会の際には岡山県立農事試験場が視察地として選ばれていた。それらのことから、孫三郎は岡山県立農事試験場を無視するような態度を取っていたわけではない。したがって繰り返すことにもなるが、孫三郎は公的な機関への援助というより、「大地主が農事試験場を設立して」とあるように、個人的な関心が自前の研究機関の設置という形で現れていたと考えるべきであろう。

また、大原農業研究所の園芸部で岡山の名産となる桃、梨、葡萄等が作られたことは述べた。一方、岡山県立農事試験場でも過日の品種改良や病虫害対策の結果、名産といわれる果実を作り出したと言われている。この関係についてであるが、「白桃」や「大久保」の成果は大久保重五郎や小山益太による個人的な努力に負うところが大きい。大久保は明治年間既に「岡山の白桃」を作り出していたが、大正3年に大原奨農会の農業研究所に請われて入所することになった。いわばトレードということになるが、時に大久保は51歳であった。これは小山の推薦によるものであったといわれている。

それから農業研究所の園芸部が大正13年に解散となるまでの10年間、近藤の育種研究に関心を持った大久保は自身でも桃の交配を行った。その中から優れた品種を退職の際に持ち帰り、自園で育てることになった。その中の一つに白桃よりも成熟の早い品種があるのを見つけ、東京市場向けとして有利と判断した。そこで昭和5年に岡山県立農事試験場の石川禎治に相談したところ、石川はその優秀さを認め、「大久保桃」と命名して公表することにした。以来「大久保」は岡山県の「水蜜桃」として全国に知られるようになった⁽³⁶⁾。この経緯からすると、岡山県産の桃（というより果実）は大原農業研究所と岡山県立農事試験場の合作でもあったといえよう。

3点は本稿の執筆過程で「岡山県南部における農業機械化の展開過程」（『日本農業発達史』別巻

下所収 中央公論社 1978年)を目にする機会を得た。そこには本稿で触れられなかった農業技術、特に農機具に関する指摘がある。それは本稿で扱えなかった領域を補うことにもなるので、紹介しておく必要があると思われる。

同稿では、地主の「技術的指導は水稻多収品評会とか小作米品評会を通しての米の量と質の向上に集中され、農機具の改良と導入に対する積極的な方策を窺うことは出来ない」が、大原家では大正9(1920)年に大原奨農会の「施設事項」の一つに「農具買入資金貸付、小作者の耕耘灌漑、収穫其他作業上に要する農具機械の購入に便する為め、年賦償還方法により資金の無利息貸与を為す」というように、小作人に農具(以下農機具とする)の使用を奨励していたことが指摘されている。ただし、昭和4年設立の財団法人大原農業研究所では「当初より耕種、土壤肥料、農業害虫、植物病理の四部門で構成され、農機具に関する独立した部門をもつて農具の専門的研究をおこなうことは終始みられなかつた」とある(p.206~p.207)。

この指摘を本稿の展開に沿いつつもう一度確認をしておきたい。まず大原家奨農会(明治43年設立)では具体的な事業の一つとして「農事改良」が挙げられ、その事業内容として「本会は農事改良事業に於て農業技術の改良進歩を企図す」とある。そこでの農業技術には農機具が含まれていると推察することは容易に出来よう。

また大原奨農会(大正3年設立)でも事業の一つに「改良種苗農具及肥料の普及頒布」が掲げられ、農機具の普及が説かれていた。そして、大原奨農会農業研究所では当初農機具を担当する研究員も置かれていた。しかし、大正6年に大原奨農会農業研究所では農具及び気象部門の研究事業が内部事情で打ち切られることになった。

そこに農機具に対する大原奨農会農業研究所の対応を垣間見ることが出来るが、それでも同稿によれば先述したように、その後の大正9年にも「施設事項」のひとつとして農機具購入が奨励されていたことが指摘されている。したがって、農具部門での研究事業としては打ち切られても、大原奨農会では小作人に対して農機具の奨励指導が引き続き行われていたことになる。

その後、同稿の指摘にもあるように、昭和4年に財団法人大原農業研究所が設立された際には、4部の構成となり農機具関係の独立した部門は設置されなかつたのであるから、それ以後は確かに「見られなかつた」としても、それまでの経緯を見る限りでは、農機具の普及奨励に対しては大原家にあってもかなり力を入れた事業であったといえるのではないだろうか。とすれば「終始見られなかつた」とする解釈には疑問を呈したい。

注

- (1) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.476.
- (2) 『高野岩三郎伝』 p.213.
- (3) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.621.
- (4) 同前 p.623.
- (5) 同前 p.624.
- (6) 『山陽新報』 大正8年12月26日「県農会の大波」.

- (7) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.628.
- (8) 『近代日本農政の指導者たち』 p.160.
- (9) 『財団法人大原農業研究所概要』 p.4、『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.629.
- (10) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.632.
- (11) 『大原孫三郎父子と原澄治』 p.36.
- (12) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.633、及び『大原孫三郎伝』 p.178。ただし、農林省が農商務省から分離独立したことが孫三郎の農会長を辞任したことにどう結び付くのかは不明である。また、前掲『大原孫三郎父子と原澄治』には「その後の会長は、代々、民間人から選出され」（p.36）たとあるが、誤記である。
- (13) 『山陽新報』大正9年3月9日「大原家小作米品評会」.
- (14) 『大原孫三郎伝』 p.216.
- (15) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.637.
- (16) 『大原孫三郎伝』 p.179～p.183.
- (17) 『財団法人大原農業研究所史』 p.13.
- (18) 『財団法人大原農業研究所概要』 p.4.
- (19) 『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』 p.270.
- (20) 『新修倉敷市史』近代上によれば、小作人の区分けは大原家が1250人、大原奨農会が560人となっている（p.337）。小作人の数は以前2500人であったが、この段階では減少している。その背景に地主制の変容が見え隠れする。
- (21) 『大原美術館ロマン紀行』によれば、名田山（現向山）は大原家所有の約4町歩の林を果樹栽培として利用していたとある（p.128）。
- (22) 青地農「倉敷王国大原三代」5月号p.281.
- (23) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.784.
- (24) 昭和16（1941）年に吉岡金市が農林省の委託で農業経営研究を大原農業研究所で行うことが発端となって、農業経営部が設置されている（『財団法人大原農業研究所史』 p.38）。吉岡は水稻の直播栽培や麦の不耕栽培等の技術改善に貢献し（「大原敬堂十話」 p.122）、昭和25年に「農業労働の合理化に関する技術的研究」で九州大学から農学博士、昭和30年に「日本農業の近代化に関する経済学的研究」で京都大学から経済学博士の学位をそれぞれ授与されている（『財団法人大原農業研究所史』 p.41）。
- (25) 大津寄氏は昭和4年の大原奨農会15周年を記念して、104町歩の土地が追加寄付をされたと解釈しているが（『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』 p.270）、寄付行為の「追加」の記載は昭和4年であっても、土地が昭和4年に寄付されたわけではない（p.273）。大津寄氏の誤記と思われる。
- (26) 『敬堂大原孫三郎伝草稿』 p.920～p.923.
- (27) 『財団法人大原農業研究所史』 p.17.
- (28) 『わしの眼は十年先が見える』 p.258.
- (29) 『大原孫三郎伝』 p.214.
- (30) 同前p.303.
- (31) 青地農「倉敷王国大原三代」4月号p.267.
- (32) 青地「大原孫三郎」 p.121.
- (33) 青地「倉敷王国大原三代」8月号p.239.
- (34) 青地「大原孫三郎」 p.93.
- (35) 『岡山県農業総合センター農業試験場臨時報告』85号（2003年） p.3.
- (36) 岡本五郎他著『岡山のモモ、日本のモモ』（全国農業協同組合連合会岡山県本部 2006年） p.10.